

交運労協 FAX ニュース NO. 8

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2020年3月26日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

地域公共交通活性化・再生法改正法案

矢上雅義議員が衆議院本会議にて代表質問！

3月24日、「地域公共交通活性化・再生法改正法案」について、交運労協政策推進議員懇談会の矢上雅義衆議院議員が共同会派を代表して質問に立った。



冒頭、新型コロナウイルス対策等に触れたうえで、矢上議員は「平成25年成立の交通政策基本法において、国と地方公共団体の連携による施策の推進が明記されたが、不採算路線への取組みは遅れたままである。地域公共交通を維持していくには、より抜本的な施策や、安定的な財源の確保が求められる。今回の法改正は、免許返納した高齢者の交通手段の確保とともに、バリアフリーの視点に立った利便性と快適性の向上に向けた契機でもある。苦境に立つ、鉄道・バス・タクシー等の活性化と再生を、交通政策の「ど真ん中」に据えた施策の展開を強く望むものである」と訴えた。

これに対して、赤羽国土交通大臣は、「国土交通省として、バス、タクシーの労働力の確保とサービスの維持や改善を図りながら、過疎地などについては、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応すること、その際、自動運転などの最新技術も最大限活用し、地域の高齢者はもとより、外国人旅行者も含めた幅広い利用者に使いやすいサービスが提供されることが必要である。このため、本法案において、地域における移動ニーズに対し、市町村等が中心となってこうした取り組みを進めるよう促すとともに、国として財政面やノウハウ面でしっかり支援していきたい」と答弁した。

同法案は、今後、衆議院国土交通委員会における審議に入っていくが、交運労協は、議員懇と連携を図りながら対応していくこととする。

以上

